公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)				
看護勤務割システム 連携対応 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 人事課	令和2年7月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	2,530,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。					
HSトランスポーテーションシステム・多項目自動血球分析装置保守1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9月11日	シスメックス株式会社 東京都品川区大崎1-2-2	2,684,000円	保守業務は製造メーカーにより実施されることが望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。					
ドクターカー(医師派 造)用ユニフォーム」 賃貸借 1式	東京都渋谷区広尾4-1-23 日本赤十字社医療センター 総務課	令和2年9月1日	ワタキューセイモア株式会社 東京都港区芝浦4-16-36 住友芝浦ビル9F	10,528,320円	本契約については、現在、「ユニフォーム賃貸借及び洗濯業務委託契約」により当センターの医師、看護事務系を除く)の管理・運営を行っていること及び救急部における医師でおり、唯一、「救急部における医師でおり、唯一、「救急部にのユニフォーム」と「ドクターカー事業に係るユニフォーム」と「ドクターカー事業に係るユニフォーム」とは、当時では、日本本十二とができるワタキューセイモア(株)により望ましいことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の「契約の性質または目的が、競争を許さない場合」の規定に基づき随意契約とすること。					

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3)随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他必要 な事項(備考)			
自動検温装置 MONI-lite01 3台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9月10日	株式会社MMコーポレーション 東京都江東区佐賀2-8-20 株式会社メディセオ新東京ビル内	1,599,840円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れに該当することから、日本 赤十字社会計規則 第36条第4項の 規定により、随意契約とするものであ ること。				
ビデオ軟性気管支鏡 30本 ビデオ画像プロセッサ 1本	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9月17日	株式会社栗原医療器械店 東京都港区海岸3-26-1 バーク芝11階 城南支店		予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れに該当することから、日本 赤十字社会計規則 第36条第4項の 規定により、随意契約とするものであ ること。				
リアルタイム 濁度測定装置 LoopampEXIA増幅ユ ニット 2台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9月24日	東邦薬品株式会社 東京都世田谷区代沢5-2-1	1,595,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買い入れに該当することから、日本 赤十字社会計規則 第36条第4項の 規定により、随意契約とするものであ ること。				
PCR分析装置連携費用 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9月30日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2 汐留シティセンター	1,892,000円	電子カルテシステムの業者が富士通株式会社あるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さないに該当するため、随意契約とするものであること。				
がんゲノムリーフレット デジタル媒体1式 冊子500部	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約管財課	令和2年9 月23日	株式会社文化工房 東京都港区六本木5-10-31	1,060,400円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、随意契約とするものであること。				

備考

- (1)公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。